



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 42 (2014年6月19日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.42 は「労働紛争が発生した場合の流れ」についてです。タイ国で会社を運営する際に労働者との紛争は起こしたくありませんが、紛争はつき物です。今回は、紛争が発生した場合の流れを大まかにご紹介致します。

労働紛争が発生した場合の流れ

労働紛争が発生した場合、

①中央労働裁判所設置の調停センターに申し立てるケースと、②労働裁判所に提訴するケースの2ケースがある。

労働裁判所に提訴した場合(②)も、裁判官の判断により調停が可能である場合には、訴訟前に調停を試みるが、原告と被告の合意が困難である場合は訴訟に移行する。

【①調停センターに申し立てた場合】

※調停センターは、「提訴する前の労働争議調停センター」として、2012年4月17日に、中央労働裁判所長官により設置された。

<流れ>

1. 申立人(主に労働者)は、調停センター指定様式に従い、センターに対し申立書を提出する。(申請料無料)

2. 調停センターは、被申立人(主に企業側)に争議内容を通知し、調停のための日時を調整する。電話、ファックス又は郵送にて行う。被申立人が出頭を拒否した場合、調停は不成立とする。
3. 被申立人が出頭に応じた場合、中央労働裁判所調停人として任命された中央労働裁判所法務官が調停手続を行う。両当事者は、調停手続承諾書に署名をする。
4. 次の場合、調停手続は終了したとみなす。
 - ア. 両当事者が、和解契約書の締結等により、合意に至ることができた場合。
 - イ. 当該争議事項が、裁判所に提訴された場合。
 - ウ. いずれかの当事者が、調停から脱退した場合。
 - エ. 調停期間が規定されている場合において、当該期間内に調停が終結しない場合。
 - オ. 調停人が、当該争議が調停では終結できないと判断する場合。→訴訟に移行

【②労働裁判所に提訴した場合】

<流れ>

1. 労働裁判所が申立てを受理する。被告人に対し召喚状を発行し、訴状コピーと共に送付する。
2. 調停人及び法務官が、相談役及び交渉管理者となり、各当事者の事情聴取を行い交渉の余地を確認する。中立の立場として、双方が満足できるよう、問題点の理解、容認、解決を促す。
3. <調停成立の場合>

法務官→調停報告書を裁判官に提出する。

裁判官→調停内容を承認した後、調停センター担当官に和解契約書を作成させ、承認の署名をする。もしくは、提訴取り下げを承認する。

<調停不成立の場合>

【合意に至る余地がある場合】

法務官→不都合事項、調停見送りの理由について調停報告書を作成し、裁判官に提出する。

合意に至る余地がある場合で、調停人が調停を継続すべきと判断する場合、裁判官に調停成立の検討を受けるために、7日以内に2回まで調停期日を設定することができる。2回までに調停が終了しない場合は、調停不成立となり訴訟に移行。

【合意に至る余地がない場合】

法務官→調停不成立の理由を記した調停報告書を作成し、裁判官に提出する。

4. 訴訟に移行。

翻訳者:高野 香(TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2014年7月17日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介致します。

今回は、日本語→タイ語の翻訳者兼チェッカーとして活躍する「アッチャリー ジュルカセムサック 女史」をご紹介致します。

＜アッチャリー ジュルカセムサック 女史から＞

文化女子大学の日本語課程、文化外国語専門語学校の日本語教師養成課を修了後、埼玉大学教養学部の研究科にて学びました。

卒業後は、埼玉県にある株式会社ショーワに入社。四輪・二輪車用ショックアブゾーバー、パワーステアリングの設計、開発及び製造を行っている会社です。その後、タイのチョンブリー県に所在する子会社 SUMMIT SHOWA MANUFACTURING CO., LTD.にて社長付き通訳として 10 年間勤務。

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.には 2005 年に入社し、現在に至ります。マネージャーとして、日本語からタイ語へのあらゆる分野の翻訳を担当しています。当社のお客様は大企業から中小企業まで多岐に渡り、様々な内容の翻訳に対応するため、毎日がチャレンジで、日々能力が試されています。

趣味は旅行で、国内外を問わず色々な場所に足を伸ばします。(日本では、春には花見、秋には紅葉を楽しみます。)小休暇には、母と一緒に国内で各地のお寺を参拝することが多いです。週末は、チャチュンサオ県にある別荘に母を連れて行き、田舎の自然ときれいな空気を満喫しています。



日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス： 半日から対応が可能です。

日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス： Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

絶対に間違えられない翻訳・通訳は TJP へ